

第 4 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和元年12月6日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和元年12月6日(金曜日)

午前9時58分開議

午前11時39分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

議案第18号 熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①会計年度任用職員制度について

②【蒲島県政3期目】創造的復興に向けた重点10項目について

出席委員(8人)

委員長 山口 裕
副委員長 竹崎 和虎
委員 城下 広作
委員 溝口 幸治
委員 淵上 陽一
委員 増永 慎一郎
委員 岩田 智子
委員 島田 稔

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 古 閑 陽 一
教育理事 青 木 政 俊
教育総務局長 野 尾 晴一朗
教育指導局長 牛 田 卓 也
教育政策課長 上 塚 恭 司
学校人事課長 磯 谷 重 和
社会教育課長 井 芹 護 利
文化課長 中 村 誠 希
施設課長 川 元 敦 司
高校教育課長 那 須 高 久
義務教育課長 古 田 亮
特別支援教育課長 牛 野 忠 男
学校安全・安心推進課長 重 岡 忠 希
人権同和教育課長 井 上 大 介
体育保健課長 西 村 浩 二

警察本部

本部長 小 山 巖
警務部長 志 賀 康 男
生活安全部長 林 修 一
刑事部長 甲 斐 利 美
交通部長 古 庄 幸 男
警備部長 原 秀 二
首席監察官 開 田 哲 生
参事官兼警務課長 平 良 俊 司
参事官兼会計課長 荒 木 伸 一
参事官
兼生活安全企画課長 上 田 栄 治
参事官兼刑事企画課長 中 川 成 記
参事官(組織犯罪対策) 野 尻 保 之
参事官兼交通企画課長 井 上 智
参事官(運転免許) 今 村 光 宏
参事官兼警備第一課長 奥 村 一 精
理事官兼生活環境課長 林 秀 典
総務課長 中 尾 政 広
交通規制課長 原 田 聖 哉

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博
政務調査課主幹 福 田 孔 明

午前9時58分開議

○山口裕委員長 おはようございます。

ただいまから第4回教育警察常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について教育委員会、警察本部の順に説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるため、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、教育長から総括説明を、続いて担当課長から説明をお願いします。

初めに、古閑教育長。

○古閑教育長 議案の説明に先立ちまして、去る10月8日に、酒気帯び運転による懲戒免職及び交通死亡事故による減給、また、11月6日には、横領による懲戒免職の処分を行いました。これにより、今年度の懲戒処分は7件となります。

不祥事の根絶に向けて、これまでもさまざまな取り組みを行ってきましたが、このような不祥事が続いていることを重く受けとめております。

このため、職員一人一人のコンプライアンス意識をさらに高めていくため、管理職並びに職員への指導、研修の徹底の強化を図るとともに、不祥事防止やリスク管理のためのチェックリスト等の活用や、その充実に取り組んでまいります。

また、学校で扱う金銭の適切な管理処理を徹底するため、複数のチェックが入るシステムや体制の構築を図るなど、県民からの信頼回復に向けて、教育委員会及び全教職員が一丸となって取り組みを進めてまいります。

また、県立特別支援学校講師による生徒に対する不適切な行為事案も発生しております。被害に遭われた生徒、保護者並びに関係者の皆様に対して、深くおわびを申し上げます。

現在、当学校に対してスクールカウンセラーやスーパーティーチャーを派遣し、児童生徒への心のケアや連絡・指導体制の強化に万全を期しております。

さらに、今回の事案を踏まえ、本日、外部専門家等による、熊本県立特別支援学校における適切な指導の在り方等検討委員会を開催し、課題の整理と改善策の検討を行い、全ての特別支援学校において実施できるように取り組んでまいります。

それでは、着座にて失礼いたします。

本議会に提出しております教育委員会関係の議案等の概要について御説明を申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議案、報告関係1件でございます。

まず、議案第1号、令和元年度熊本県一般会計補正予算(第3号)につきましては、繰越明許費52億4,586万円余、債務負担行為6,153万円余の設定をお願いしております。

次に、議案第33号、令和元年度熊本県一般会計補正予算(第4号)につきましては、本年の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴い、3億9,882万円余の増額補正を計上しております。

次に、報告関係につきましては、熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について御報告をさせていただきます。

このほか、その他報告事項としまして2件御報告をさせていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○山口裕委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

お手元の説明資料、括弧書きで、令和元年度11月補正予算等と記載の資料をごらんください。

2ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、今年の人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴うものでございますので、その概要について御説明させていただきます。

今回の給与改定につきましては、県内の民間給与水準との格差を踏まえた人事院勧告に基づき、給料表水準を平均0.11%引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げるなどの改定を行うものでございます。

これらの改定に伴い、職員給与費の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、資料の説明を申し上げます。

2ページの1段目でございます。

事務局費は、事務局職員の給与費として、その下の2段目、教職員費は、小学校教職員の給与費として、3段目は、同じく教職員費でございますが、中学校教職員の給与費として、4段目の高等学校総務費は、高等学校教職員の給与費として、最後5段目の特別支援学校費は、特別支援学校教職員の給与費として、以上、総額3億9,567万9,000円の増額補正を計上させていただいております。

なお、3ページの社会教育課、文化課及びその次の4ページの体育保健課につきましても、それぞれの課の職員給与について、同様の理由による増額補正を計上しておりますので、各課からの説明は省略をさせていただきます。

学校人事課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上塚教育政策課長 教育政策課でございます。

5ページ上段をお願いします。

教育費の教育総務費に係る繰越明許費の設定でございます。

教育センター施設整備事業のトイレ改修工事において、入札不調により年度内の執行が困難となったため、3,709万円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

同じく、5ページ下段をお願いいたします。

教育費の社会教育費に係る繰越明許費の設定でございます。

天草青年の家及びあしきた青少年の家機能保全事業について、設計の諸条件の変更等により年度内の執行が困難となったため、3億9,388万5,000円の設定をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中村文化課長 文化課でございます。

6ページ上段をお願いします。

繰越明許費の設定でございます。

まず、教育費の社会教育費ですが、県立美術館本館、県立美術館分館及び県立装飾古墳館改修整備事業等において、設計の諸条件の変更等により年度内の執行が困難となったため、5億8,455万5,000円の設定をお願いするものでございます。

次に、災害復旧費の教育災害復旧費ですが、文化財災害復旧事業において、施工業者の手配に日数を要し、年度内の執行が困難となったため、1億8,100万円の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○川元施設課長 施設課でございます。

6ページ下段をお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

まず、教育費の高等学校費ですが、熊本高
校電気設備改修事業ほか26件において、入札
不調等により年度内の執行が困難となったた
め、25億5,214万8,000円の設定をお願いする
ものです。

次に、教育費の特別支援学校費ですが、盲
学校特別教室棟空調・照明設備改修事業ほか
9件において、入札不調等により年度内の執
行が困難となったため、2億2,946万5,000円
の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○那須高校教育課長 高校教育課でございま
す。

7ページの上段をお願いします。

教育費の高校費に係る繰越明許費の設定で
ございます。

熊本工業高校実習棟改築(第1期)設備整備
事業において、実習棟改築工事の工期延長に
より年度内の産業教育設備の設置が困難とな
ったため、1億円の設定をお願いするもので
ございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課で
ございます。

7ページ下段をお願いします。

教育費の特別支援学校費に係る繰越明許費
の設定でございます。

特別支援教育環境整備事業の県南高等支援
学校及び鹿本支援学校の整備において、設計
の諸条件の変更等による工期の見直しに伴

い、年度内の執行が困難となったため、11億
4,875万2,000円の設定をお願いするもので
ございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○西村体育保健課長 体育保健課でございま
す。

8ページ上段をお願いします。

教育費の保健体育費に係る繰越明許費の設
定でございます。

藤崎台県営野球場の空調設備更新事業にお
いて、設計等に日数を要し、年度内の執行が
困難となったため、1,897万3,000円の設定を
お願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○中村文化課長 文化課でございます。

9ページ上段をお願いします。

県立美術館展覧会開催事業に係る債務負担
行為の設定でございます。

これは、令和2年3月20日から5月10日ま
で開催する県立美術館展覧会の開催準備のた
めに要する経費を計上するものでございま
す。

本展は、本県を含めた実行委員会で実施し
ますが、本年12月に予定している実行委員会
設立時の協定において、本県負担金額を明示
する必要があるため、債務負担行為を設定す
るものでございます。負担金として500万円
を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしく
お願いいたします。

○川元施設課長 施設課でございます。

9ページ中段をお願いいたします。

県立学校用地等賃借に係る債務負担行為の
設定でございます。

これは、八代東高校の校舎による周辺住家

へのテレビ電波受信障害の対策として、九州電力の電柱に電波送信用のケーブルを共架するもので、九州電力との契約更新手続に3カ月程度を要するため、この時期に債務負担行為を設定するものでございます。使用料及び賃借料として1万9,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛野特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

9ページ下段をお願いします。

ほほえみスクールライフ支援事業に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、児童生徒への医療的ケアを行うため、県立特別支援学校に看護師を配置する事業ですが、看護師を配置する医療機関との業務委託手続において、契約締結までに3カ月程度を要するため、債務負担行為を設定するものでございます。業務委託料として5,651万2,000円を計上しております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上塚教育政策課長 教育政策課でございます。

10ページをお願いします。

報告第3号として、熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について御説明いたします。

報告書本体をお手元にお配りしていますが、本日は、11ページ以降の概要に沿って御説明させていただきます。

11ページをお願いします。

上段四角囲みの下、報告書の概要について御説明いたします。

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行

の状況に関して、点検及び評価を実施しました。

この点検、評価の実施に当たっては、教育委員会の活動状況と「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」関連施策の実施状況について、平成30年度の取り組み状況を整理しました。

また、第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会において、外部有識者から御意見をいただいております。

外部有識者と本報告書の作成に当たって、教育委員からいただいた御意見については、この後の説明の中であわせて報告させていただきます。

報告書は2部構成となっており、第1部は、教育委員会の活動状況です。

この中では、会議や学校訪問等の実施状況、広報活動等の実績をまとめています。

教育長と教育委員5名から成る教育委員会では、会議の開催や学校訪問、学校行事への参加等を行いました。

また、教育委員会の活動内容については、マスコミへの情報提供や、広報誌やホームページを活用した情報発信を行いました。

なお、教育委員会の公開部分の議事録については、ホームページで公開しております。

12ページをお願いします。

次の第2部は、「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する教育施策の実施状況です。

まずは、指標の達成状況について御説明します。

教育庁以外が所管するものも含めて、全部で35の指標を設けています。このうち19の指標が目標を達成し、残り16指標は目標未達成ですが、うち8指標は上向き、4指標は横ばい、4指標が下向きに推移しています。目標達成に向け、引き続き取り組みを進めてまいります。

13ページをお願いします。

主な取り組み、成果と課題について、主なものを御説明させていただきます。

最初に、基本的方向性1、家庭や地域の絆の中で、「生きる力」の基礎をはぐくむです。

取り組みは、1、家庭の教育力の向上、2、地域の教育力の向上、3、幼稚園、保育所等における教育、保育の充実の3本です。

主な取り組みの1つ目の項目をごらんください。

親の学び講座等を県内全域で実施し、保護者への学習機会の提供を行いました。

指標については、下の表1段目、くまもと家庭教育支援条例の認知率をごらんください。

一番右の欄に上向きの矢印が記載されていますが、これは、平成30年度の現状値が策定時の数値を上回っていることを表示しております。しかし、現状値は23.2%で、目標未達成です。

教育委員からは、条例の認知率ではなく、条例に基づく具体的な取り組みを知ってもらうこと、参加してもらうことが重要との意見がありました。

今後も、条例の主な取り組みである親の学び講座を初めとして、家庭や地域、関係機関と連携した取り組みを周知、啓発してまいります。

14ページをお願いします。

次に、基本的方向性2、自他の命を大切に
する心や、人権を尊重する態度をはぐくむ
です。

取り組みは、4、人権教育の充実、5、命
を大事にする教育の充実、6、いじめ、不登
校等への対応の3本です。

主な取り組みの4つ目の項目をごらん
ください。

いじめ等の早期発見のため、平成30年度
から、全県立高校、中学校に通報サイトを
導入しました。

次の項目ですが、スクールカウンセラーを
全県立高校に配置するとともに、スクール
ソーシャルワーカーを拠点校5校に配置しま
した。

その次の項目では、被災の激しかった地域
の教育事務所や県立学校へのスクールカウ
ンセラーの配置拡充による心のケア等の支援
を実施しました。

指標ですが、下の表1段目、学校は楽しい
と感じる児童生徒の割合をごらんください。

目標を策定時よりも向上としていた
が、現状値は横ばいです。中学校、高校は向
上しているものの、特別支援学校で、計画策
定時と比べ3.8ポイント下がっています。

教育委員からは、各校・支で9割を超えて
おり、おおむね目標達成と言ってよいと思
うが、残り10%の子供たちがなぜ楽しいと感
じないのか、その理由を掘り下げることが大
切との意見がありました。

表の2段目、不登校児童生徒の割合につ
いては、目標を策定時よりも減少としていま
したが、小中学校で増加しており、目標未達
成となっております。

子供たちが安心できる学校づくりのため、
引き続き、スクールカウンセラー等の外部専
門家の活用やいじめ通報サイトの活用等を進
めてまいります。

次に、基本的方向性3、確かな学力、豊
かな心、健やかな体など「生きる力」をは
ぐくむです。

取り組みは、7、確かな学力の育成、8、
豊かな心を育む教育の充実、9、児童生徒
の体力づくり、健康づくり、食育の推進、
10、社会の変化に対応した教育の推進の4
本です。

主な取り組みの1つ目の項目をごらん
ください。

県学力調査において、全国学力・学習状
況調査の課題に対応した問題を出題し、課
題の克服に取り組みました。

16ページをお願いします。

表の1段目、全国学力・学習状況調査の平均正答率をごらんください。

目標を全て全国平均を上回るとしていましたが、現状値は、8項目中3項目で全国平均以上と、目標は未達成でした。

なお、表の3段目、大学等進学率、4段目の大学等進学希望者の進学率については、おおむね目標を達成しています。

外部有識者からは、秋田県の例を参考に、小さいころからみずから学び、能動的に学び続ける力を育成することが必要との意見がありました。

また、同じく外部有識者から、高等学校の課外授業について、生徒の負担が大きいと感じるが、それに見合った効果があるのかとの意見がありました。

子供たちの学力向上のため、県学力調査について、民間のノウハウを活用し、一人一人の課題に応じた指導により、児童生徒みずからが課題克服に取り組む仕組みづくりを進めてまいります。

17ページをお願いします。

基本的方向性4、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応えるです。

取り組みは、11、特別支援教育の充実、12、県立特別支援学校の教育環境整備の2本です。

主な取り組みの中ほど、4つ目の項目をごらんください。

知的障害特別支援学校の多くで普通教室不足が発生しており、その対策として、県立学校特別支援学校整備計画(改定版)を平成31年3月に策定し、その次の5つ目の項目ですが、熊本かがやきの森支援学校、熊本はばたき高等支援学校などを整備しました。

その次の項目ですが、現在、県南高等支援学校と鹿本支援学校の2校の開校に向けた準備を進めております。

指標は、下の表2段目、熊本市及びその周

辺部の特別支援学校において不足する教室数をごらんください。

目標を89教室不足としていましたが、現状値は、策定時と同じ106教室と、横ばいです。

18ページをお願いします。

基本的方向性5、ふるさとを愛する心、国際的な視野、夢を叶える力をはぐくむです。

取り組みは、13、ふるさとを愛する心の醸成、14、キャリア教育の充実、15、外国語教育、国際教育の充実、16、すぐれた才能や個性を伸ばす教育、17、私立学校の振興(熊本時習館構想の推進)の5本です。

主な取り組みの1つ目の項目をごらんください。

「熊本の心」の広報テレビ番組の放送など、ふるさと教育に取り組んだほか、2つ目の項目では、全県立高校でインターンシップを実施しました。

また、4つ目の項目では、中学生英語チャレンジプロジェクトを実施し、約700人分の英検受験料の補助を行いました。

19ページをお願いします。

表の1段目、インターンシップを体験した高校生(全日制)の割合は、目標70%に対し、現状値は68.7%と、目標未達成でした。

2段目、英語が「好き」「わかる」生徒の割合(中学生)をごらんください。

目標は、策定時から向上としていましたが、現状値は横ばいでした。

次の指標、海外高校への留学者数は、目標を平成24年度からの累計で100人としていましたが、現状値は97人と、目標未達成でした。

外部有識者からは、高校卒業後に県外に就職する割合でも、3年間で4割程度が離職する状況にありますので、そうした方々が熊本に帰ってきてくれるよう、県内企業を知ってもらうことが重要であり、インターンシップ実施率の向上が非常に大切との意見がありま

した。

また、同じく外部有識者からは、小中高の連携が重要であり、例えば、スーパーサイエンスハイスクールの取り組みの小学校までの拡大を考えてもいいのではないかと意見がありました。

20ページをお願いします。

基本的方向性6、信頼される学校をつくるです。

取り組みは、18、教職員の人材確保、人材育成、19、児童生徒と向き合う環境づくり、20、地域に開かれた学校づくりの3本です。

主な取り組みの1つ目の項目をごらんください。

受考者確保のため、大学3年生以下を対象とした説明会を実施するなど、人材確保に努めたほか、3つ目の項目ですが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員といった外部人材の活用、運動部活動指針の策定、校務ICT化の推進等、学校現場の負担軽減等を行いました。

表は、下の表1段目、学校改革に取り組んだ学校の割合をごらんください。

目標は、改革に取り組んだ学校の割合を100%としていましたが、現状値は目標達成でした。

一方で、教育委員からは、学校改革の中身に差があるのではないかと、質的な程度を確認する必要があるとの意見がありました。

さらに、外部有識者から、働き方改革は、一般の教員だけでなく、管理職の意識を変えることが重要であるとの意見がありました。

引き続き、教職員の働き方改革について、全県下に効果が波及するような実効性のある取り組みを進めてまいります。

また、教員の人材確保、人材育成に関して、外部有識者からは、県内7つの経済団体と締結している熊本県地域人材育成連携協力協定を活用し、生徒だけでなく、教員も、企業がどのように運営されているのか、学ぶこ

とも必要ではないかとの意見がありました。

21ページをお願いします。

基本的方向性7、安全で、誰もが安心して学ぶことのできる環境をつくるです。

取り組みは、21、貧困の連鎖を教育で断つ、22、安全・安心に過ごせる学校づくり、23、教育の情報化の推進、24、県立高等学校の再編整備の4本です。

主な取り組みの2つ目の項目ですが、高等学校就学支援金制度の支給制限を超える生徒について、県独自に授業料免除を行いました。

また、中ほどの6つ目の項目では、未来の学校創造プロジェクトの研究推進校を中心に、タブレット端末等を活用した授業を実施し、実践事例を収集、整理しました。

22ページをお願いします。

指標ですが、表の最下段、ICTを活用して指導できる教員の割合をごらんください。

策定時より14.3%上昇しましたが、目標の100%には及びませんでした。ICT環境の整備と並行して、教員の指導力向上にも努めてまいります。

また、外部有識者からは、ICT環境は充実してきており、今後も重要、より具体的な指標が必要との意見がありました。

さらに、教育委員からは、情報モラル教育が非常に大切との意見がありました。

23ページをお願いします。

基本的方向性8、高等教育を振興するです。

取り組みは、25、高等教育の振興、26、科学技術の振興の2本です。

県内大学を中心とした高等機関との連携をさらに強化し、連携した取り組みを進めてまいります。

24ページをお願いします。

次に、基本的方向性9、生涯学習を推進するです。

取り組みは、27、学習機会の提供、28、学

習の成果を生かす機会の提供の2本です。

指標の表の2段目、県立図書館利用者数は、計画策定時を下回る結果となりました。

教育委員から、県立図書館の利用者数について、図書館のあり方も昔とは変わっており、今は情報をとりに行く場所になっている、インターネットに接続し、情報収集ができるハードウェアのさらなる整備など、来館してもらえるような工夫が必要といった意見がありました。

市町村立図書館等と連携するとともに、利用者増に向け、サービスの充実に努めてまいります。

25ページをお願いします。

基本的方向性10、熊本の文化を守り、磨き上げるです。

取り組みは、29、文化に親しむ環境づくり、30、文化遺産の保存・活用の2本です。

主な取り組みの4つ目ですが、被災文化財について、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金により、指定文化財から未指定の歴史的建造物、動産文化財まで、切れ目なく手厚い補助制度を整備しました。

指標は、全項目で目標を達成することができました。引き続き、被災文化財の早期復旧に向け、支援を行ってまいります。

26ページをお願いします。

基本的方向性11、スポーツに親しむ環境をつくるです。

取り組みは、31、県民のスポーツの振興、32、競技スポーツの振興の2本です。

主な取り組みの1つ目ですが、子供から高齢者まで身近な地域で気軽に親しむことができる環境を実現するため、総合型地域スポーツクラブの育成等を推進しました。

また、2つ目の項目ですが、ラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権大会に係る一校一国運動を推進しました。

指標についてですが、スポーツ実施率は、目標65%に対し、現状値は55.5%と、策定時

を上回っていますが、目標未達成でした。継続して、総合型地域スポーツクラブの育成を推進してまいります。

以上、御説明しました熊本県教育委員会の点検及び評価については、本日の報告の後、報告書をホームページへの掲載により公表する予定です。

今後とも、教育委員会の取り組み状況について、県民の皆様幅広く知っていただくよう努めてまいります。

最後に、次期教育プランについて申し添えます。

第2期くまもと「夢への架け橋」プランは、平成30年度が計画期間の最終年度でございました。

第2期教育プランの成果と課題を踏まえ、新たに策定される次期県総合計画との整合を考慮し、令和2年度から令和5年度までの4年間を計画期間とし、来年度に策定を終える予定としています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○山口裕委員長 次に、警察本部から説明をお願いします。

初めに、小山本部長。

○小山本部長 委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり、御理解と御支援をいただいておりますことに対しまして、まづもって心からお礼を申し上げます。

また、11月に行われた管内、管外視察におきましては、熊本北合志警察署等を視察いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、県警察から提案しております4件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

まず、予算関係でございます。

第1号議案、令和元年度熊本県一般会計補

正予算（第3号）については、歳出予算として、警察施設整備費で1,419万円の増額補正をお願いしております。

また、今年度内に支出を終わらない可能性がある設計委託等について、繰越明許費の設定、及び令和2年度当初から業務を開始する必要がある事業等について、債務負担行為の設定をそれぞれお願いしております。

次に、12月4日に追加提案されました第33号議案、令和元年度熊本県一般会計補正予算（第4号）でございます。

人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員給与につきまして、1億1,230万円余の増額補正をお願いしております。

次に、条例の改正関係でございます。

第18号議案、熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定については、風俗案内業者及び風俗案内業者が選任する管理者に係る欠格事由の見直しを図るため、関係規定の整備を行うものです。

最後に、報告第2号は、専決処分させていただきました5件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定についての報告です。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○荒木会計課長 会計課長でございます。

警察本部からの提出議案につきまして、お手元の資料で説明いたします。

まず、予算関係議案でございます。

資料の1ページをお願いいたします。

第1号議案、熊本県一般会計補正予算（第3号）でございます。

上段の説明欄をごらんください。

警察施設整備費で1,419万円の増額をお願いしております。これは、運転免許センター

に設置されている無停電電源装置の故障に伴う緊急更新に要する経費でございます。

停電など電源トラブルの発生時に、運転免許システムが停止し、運転免許証の交付手続等ができなくなることを防ぐために、緊急に更新する必要があるものでございます。

続きまして、中段をごらんください。

これは、追加提案いたしました第33号議案、熊本県一般会計補正予算（第4号）ですが、警察本部費で1億1,230万7,000円の増額をお願いしております。これは、県人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う職員給与費の所要額でございます。

以上、第1号議案及び第33号議案の補正額を含めた警察費予算総額は、402億4,260万9,000円となります。

次に、2ページをお願いいたします。

上段の繰越明許費補正でございますが、警察管理費で総額3,371万8,000円の設定をお願いしております。これは、警察棟空調機更新設計委託や県庁舎ポンプ更新設計委託など、警察施設整備に関する事業の繰り越しでございます。

これらにつきましては、施設管理者との協議等に時間を要したことなどを理由に、年度内の事業が完了しない可能性があるため、明許繰り越しの設定を行うものでございます。

次に、下段の債務負担行為補正でございます。

警察関係業務につきまして、総額7億1,497万9,000円の限度額設定をお願いしております。

説明欄に記載しております業務委託につきまして、令和2年4月1日から業務を開始する必要があり、一般競争入札の手続が必要なものや整備計画等により今年度中に契約が必要なものにつきまして、今議会で債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

なお、2カ年度にわたり業務を委託するものが一部含まれておりますことから、令和2

年度から3年度までの2カ年にわたり、債務負担行為を設定するものでございます。

予算関係議案につきましては、説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○林生活環境課長 生活環境課でございます。

議案第18号、熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料は3ページ、4ページでございますが、わかりやすいように、説明のための資料を1枚、A3、「熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正について」という資料をお配りさせていただいておりますので、本資料を使って御説明させていただきます。

本改正は、成年被後見制度の利用の促進に関する法律、いわゆる促進法が成立されたことを踏まえ、条例で定める個人事業主等に関する欠格事由を見直すものでございます。

促進法が定める基本方針では、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととされていることから、関係規定の見直しを行うものでございます。

資料の下段、改正の内容に示しておりますとおり、現条例では、風俗案内業の個人事業主、法人役員及び管理者の欠格事由として、成年被後見人及び被保佐人を盛り込んでいるところ、本改正によってこれらの事項を削除するとともに、心身に障害がある者の適格性に関する事項を新設させていただくものでございます。

これによって、成年被後見人または被保佐人であることを理由として、風俗案内業から一律に排除されることがなくなり、心身の故障等の状況を個別のかつ実質的に審査をし、

必要な能力の有無を判断させていただくということになります。

本定例県議会で成立をさせていただき、年内には公布、施行とさせていただきたく、御審議をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○開田首席監察官 監察課でございます。

資料の5ページ、6ページをお願いいたします。

報告第2号、専決処分の報告についてでございます。

これは、公用車の交通事故5件の和解及び損害賠償額の決定について御報告させていただくものでございます。

それぞれの事故の概要につきましては、資料の7ページに記載のとおりでございますが、番号の1について御説明いたします。

この事故は、職員が公用二輪車を運転中、前方不注意により停車中の車両に衝突した交通事故であり、相手方が頸椎捻挫を負ったものでございます。

この事故による相手方の損害額は、車両の損害額24万4,080円、負傷に伴う治療費、休業補償等の人的損害額120万円の合計144万4,080円でございます。

この事故を含め、相手方への賠償は、警察で加入している自動車保険で対応しております。

なお、本年11月末現在の公用車交通事故は、警察側にも何らかの責任のある事故が31件発生し、対前年同期比プラスマイナス0件となっております。

今後とも引き続き、交通事故防止のため、職員の意識啓発と指導、教養等に取り組んでまいります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で付託議案に関する全ての説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

まず先に、教育委員会に係る質疑を受け、その後、警察本部に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○城下広作委員 報告事項で、14ページのことをちょっと確認させてください。

不登校児童生徒の割合の区分が、結果的には全部、小中高、減少目標ですけれども、上がっているんですね。これは、やっぱり原因がいじめとかなんとかという、そういうような形でこういうのは上がっているのか、状況をちょっと。

○重岡学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

不登校児童生徒数の割合でございますが、各学校のほうでスクールカウンセラー、授業の改善、さまざまな取り組み等を行っておりますが、なかなかまだ学校に来れない、また、別室登校の生徒さんたちがいるのも現状でございます。委員御指摘のいじめによる不登校関係の生徒の割合は、ここには含まれておりません。

引き続き、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用を図りながら、不登校児童生徒の改善に努めてまいりたいと考えております。

○城下広作委員 だから、不登校の原因というのは、何で不登校かというのは、そこまではわからないということですかね。

○重岡学校安全・安心推進課長 不登校の要因は、本人にかかわる部分と学校、家庭にかかわる部分と、大きく要因を2つに分けてお

ります。

小学校等におきましては、やはり家庭に係る問題、中高生になりますと、どちらかといいますと学校生活、学業の悩み、特に高校においては、入学時の進路選択、そういった不安等で要因を分析をしているところでございます。

○城下広作委員 ぜひ、これが横ばいもしくは減るような形で、いろいろと頑張っていたきたいというふうに要望しておきます。

○重岡学校安全・安心推進課長 ありがとうございます。

先ほど少し申し上げましたが、不登校には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を当ててしっかりと支援をしているところでございますが、昨年度でいきますと、不登校児童生徒さんがスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの支援を受けて、約2割の生徒が何らかの改善が図られております。また、2割の生徒たちは登校できるようになったという報告もございますので、しっかりと一人一人のニーズに合った支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○増永慎一郎委員 教育委員会なんですけれども、報告事項の15ページ。

確かな学力の育成ということで、全国学力調査で、何というか、策定時が8分の5以上成績が上回っていて、目標が全て全国平均を上回るようになったけれども、前よりも悪くなって8分の3しか達成できてないということなんですけれども、前々回の委員会的时候だったか、話が出たと思うんですけれども、このことについてですね。その一番の原因は何にあるというふうに今お感じなんですか

ね。

○古田義務教育課長 全国学力・学習状況調査につきましては、確かに1つ原因を特定するという事はなかなか難しいわけですが、児童生徒の質問調査等からも判断しますと、やはり家庭学習の時間が全国平均よりも大きく下回っておりますことや、やはり子供たちの学習意欲につながる授業改善あたりがまだ十分ではないというふうに原因を考えております。

○増永慎一郎委員 前回も言ったと思うんですけども、その地域、例えば教育事務所単位とかで、何というか、格差とは言えないですけども、そういった顕著に何か成績が悪いところがあるとかいうのもあるんですかね。

○古田義務教育課長 義務教育課でございます。

各教育事務所管内の平均正答率の結果を公表しておりますけれども、詳細な市町村、学校等について分析を実施しておるわけではございませんけれども、管内を見ますと、やはり地域間に格差があるというふうに考えております。

○増永慎一郎委員 なかなか、この前も言いましたけれども、教育事務所単位で、前はよかったけれども今回は悪かったとか、悪かったけどよかったという感じじゃなくて、私の——これはちゃんと調べたわけではないですけども、どうも悪いところはずっと悪い、いいところはずっといいというふうな感じがするんですよ。感じなんですけれども、実際に調べないとわかりませんが。

私、上益城ですから、上益城を言わせていただくと、やはりその5町の中でもいいところと悪いところ、ずっと固定化したような感

じなんですよね。私は、教育事務所は一生懸命頑張られていると思うんですけども、やっぱりそれぞれの町には教育委員会があって、教育長がいらっちゃって、それぞれの活動をされていると思うんですけども、そういった教育事務所と各市町村の教育委員会との関係というのは、こんな学力とかにおいてはどんな感じなんですかね。感じと言うとちょっとなかなか難しいかもしれませんが、関係性というか。

○古田義務教育課長 義務教育課でございます。

市町村教育委員会におきましては、公立小中学校の設置者として、一定の権限と責任を担っておられますので、それぞれの地域の独自の課題に関しては、その責任のもとで解決に向けて主体的に取り組んでいただくことが必要ではないかと考えております。

その中で、教育事務所におきましては、各市町村教育委員会が抱える学力向上、また、生徒指導等の各課題に対しまして、学校訪問でございましたり、日常的な指導を通して支援を、また、指導、助言をしている、そういった関係にあるところでございます。

学力の低い状況が続いている、今委員の御指摘のとおり、地域の傾向としましては、やはり家庭学習やいろんな話し合い活動等の子供たちのちょっと不十分さが見られますので、現在、熊本の学び推進プランに具体的な方向性を盛り込んでおりまして、4月から始める予定でございます。

さらに、これらの課題解決に向けまして、日常的な日々の教育活動の充実を図っていくために、今後、特に教育事務所を通じまして、学力向上に関しまして、組織的に対応していくような体制をとるということや新しい県学力調査の実施等を進めてまいりたいと考えております。

今御指摘ございました点を踏まえて、把

握、整理して、取り組みをまた進めていきたいというふうには考えております。

○増永慎一郎委員 この前もこれも言ったと思うんですけども、地域の力というのは、やっぱりその地域の子供たちの、学力だけではないですけども、運動能力とか、そういったことを引き上げることによって、私は将来的には上がってくるというふうに思っているの、悪いところがずっと悪いという、その地域力が上がってこないのではないかなというふうな気がしております。

もう一方では、さっき何か家庭内での学習の時間が少ないとかいうのは、やっぱり地域性がいろいろあると思いますけれども、そのためには、教育事務所が頑張ると同時に、それぞれの市町村の教育委員会が、やっぱりそういうのを踏まえて、というのが、その地域しか見てない、何か狭いような感じもするんですよね。ですから、やっぱりちゃんと教育事務所の権限を強めながら、そういったほかのところの事例もきちんと示しながら、もうちょっと強い指導力、まあ指導力という言葉はいけないかもしれませんが、権限もいけませんけれども、そういった形でぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。それが一番、何かどこかが頑張っても、どこかが頑張らなければ、県全体のレベルアップにはならないというように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1つだけいいですか。

ICTです。

この前、視察に行った高森の町長とお話をしましたけれども、やっぱり教育委員会内にICTの技術者というか、がきちんと充実とかないと、結局は機械を導入してもだめですよという話をされましたけれども、その辺は、教育委員会の中にはきちんとしたそのICTを使えるような、使えるというか、普及

させられるような技術の方が専門でいらっしゃるんですかね。

○上塚教育政策課長 県の教育委員会の中には、ICTに関する技術者はいらっしゃいません。ただ、学校現場で情報を専門に教えられている先生とか、そういった方が数名いらっしゃいまして、そういった方を中心に、あと教育センターとも一緒に、学校現場の先生の指導力も向上させながらと、技術的にも向上させながら進めているところでございます。

○増永慎一郎委員 これは私の気持ちなんですけれども、気持ちというか、学校の先生にICTの授業のやり方を教えても、どういったシステムでやっていくということがない限りは、私は、ICTはちゃんと定着しないとと思います。

ですから、教育委員会の中に、本当に他県にもいないようなICTの技術者がいて、そして、その方がきちんと教科書等と連携をしながら授業を進めていけるような体制をつくらないと、ICT、ICTと言っても全然だめじゃないかというふうに思いますので、例えば、外注をされるとかはあるかもしれませんが、やっぱり何というか、本当にICTをやっているということであれば、やっぱりきちんと職員さんの中に、中途でも何でもいいですから、きちんとそういったものを、県の職員の立場として進められる人を入れたほうがいいと思ひますけれども、その件に関してはどう思われますかね。

○上塚教育政策課長 私たちも、機器を整備した方がいいが、それが宝の持ち腐れになるというのを一番心配しております。そういうことで、現場の先生には、指導ができるように、研修等を充実してまいりたいと思ひます。

それと、今後の状況次第なんですけど、機器の導入とあわせて、現場の先生がそういう操作とか扱いに困ったときに手助けできるようなICT支援員というような方も、同時に導入しながら進めていきたいとは思っております。

○増永慎一郎委員 導入する前に、どんな機械をどういった授業に使いたいから、どんな機械を入れた方がいいというのから始めないと、使った機械が何もならないことになりまますよという忠告を受けました。ですから、私も、それについては納得しました。

このいい機械を入れたから、これがきちんと機能するじゃなくて、どういった授業をやっているとか、県教育委員会の考え方の中で、どういった考え方に基づいて、どういった授業をやっているって、子供たちの学力向上をやりたいという思いを乗せた機械を導入するというのが、私、先じゃないかなというふうに思いますので、これは早目にやっぱり手を打つとかないかというふうに思いますので、今すぐ答えが出るという問題じゃないですけども、そういったことは十分に注意していただいて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○溝口幸治委員 済みません、今課長が説明されたところでですけども、増永委員がおっしゃるとおりで、以前教育政策課にいらっしゃった方が、今そのICTをきわめるということで、大学教授、今准教授かな、なられて御活躍ですよ。その方がそもそもいらっしゃったときから山江とか高森は力を入れてやり始めて、今でもその先生からも指導、助言をいただいているわけですよ。

ですから、うちにいないじゃなくて、そういう人がいるんだから、そういう人をうまく活用して、なおかつ教職員のレベルアップを

図って、今増永委員が言われたようなところに対応していくというようなことをやっていけないと思えるんですが、今その大学で御活躍されている方と県との関係あるいは——高森なんかは、この前、我々が行く1週間前に学習発表会があっていたみたいですが、そういうところにはちゃんとコーディネーターとかアドバイザーで来られていましたけれども、そういった関係はうまくまだ続いているというふうに認識しているんですか。

○上塚教育政策課長 確かに、山江村とか高森町の研究発表とかで頻繁に来ていただきますので、直接というより、そういう場面を通して担当同士で接触をさせていただいているような状況でございます。

○溝口幸治委員 例えば、何かアドバイザー契約じゃないけど、契約までいくのかどうか別ですけども、昔いらっしゃった方で、先生たちも顔なじみなわけで、まさに県にずっといたからこそ、それだけの知識も経験も積まれた方ですから、そういう方とうまく連携をしていく、そして、我々が心配するのは、知識がないところに外部からいろいろ、この世界はいろいろな提案があるので、それにちゃんと対応できるかどうかということも県として担保してほしいということですから、そういう方とうまく連携してやっていくというようなことでやってほしいと思いますけれども、青木さん、お願いします。

○青木教育理事 溝口委員、増永委員、御意見ありがとうございます。

その熊大に行った方との関係は、日ごろから教育政策課の担当と意見交換等をやっております。そういった外部のいわゆるメーカーといいますか、その技術者との意見交換、これはもう頻繁にやっておるところでございます。

ただ、おっしゃるとおり、ICT環境の整備、これは、国の経済対策等も見据えて強力に進めていきたいと考えておりますけれども、御意見を踏まえまして、どういう体制で臨むのがもっとよくなるのか、そういうことについて、また引き続き検討してまいりたいと思います。御支援よろしくお願いいたします。

○溝口幸治委員 鹿児島大学じゃなかったっけ。熊大じゃなくて、鹿児島大学。

○青木教育理事 はい。大学の先生というのは、鹿児島大学の先生でございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩田智子委員 学力向上にかかわって、増永委員が言われることもわかるし、いろいろあるんですが、この報告書に、読書量の低下とか、あと、朝御飯を食べる子供たちが年々低下しているというような事象というか、こういうところにもやっぱり基本的に原因みたいなのはあるのかなというふうに私も思いました。

それと、地域によって差があるっておっしゃいましたけれども、やはり地域によって学校の環境ですよ。いろんな、この前、小石川中等教育学校に視察に行きましたけれども、やっぱりいろんな体験をさせるとか、実験なんかもすごく綿密にされてきましたよね。何かああいう体験をするとか、物がきちんと、実験道具とか、そういう学校に必要な、授業にかかわるものがきちんとあるというようなことも重要なんじゃないかなと思っています。

それにはやっぱりお金も必要だし、学校の中でやっぱり新しいものがなかなか買えなかったりとか、そういう地域もやっぱりあるので、そういう差も起こるんじゃないかなと思

いますが、ここでは、読書量を上げるということかな、サクラマチクマモトとか、駅が開発されていますけれども、実は、本屋さんが1軒もないんですよ、あの辺。だから、何か熊本県としても、読書というようにところに余り、どうなのかなというふうに私も考えているんですが、読書量、それから朝御飯を食べる子供が低下しているというところの原因とか、その辺はどうでしょうか。ちょっと御意見をお聞かせください。

○井芹社会教育課長 社会教育課でございます。

県内の児童生徒の読書率について、状況を御報告いたします。

1カ月に1冊以上本を読む児童生徒の割合を調べております。平成29年度、30年度の調査なんですけれども、小学生に関しましては、平成29年度が95.8%に対し、30年度は96%に増加しております、全国平均が91.9%ですので、全国平均を、小学生に関しては上回っております。

中学生に関しましては、同じように、30年度が81.1%で、こちらのほうは全国平均が84.7%ですので、やや下回っているということです。

高校生に関しましては、30年度が80.0%ということで、国の平均が44.2%ですので、全国平均を大きく上回っているということでございます。

全体をトータルすると88.5%になりまして、教育プランの目標値90%とほぼ一致しているというような状況が読書率の現状でございます。

以上でございます。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

先ほどの毎日朝食をとる児童生徒の割合のところは低下しているところでございます

が、これは、今全国的な低下傾向が見られまして、喫緊の課題であろうかと思っております。ところでございます。

その中では、やはり生活習慣の中で、夜更かし等が多くなったり、スマホを長時間扱っているために朝食欲がないという生徒さんがおられたり、また、親御さんのほうも、朝寝坊することがあって朝食をつくってないというような家庭等も現状として出てきているところでございます。

ただ、これは、毎日という規定で今動いているところなんです、ほとんど食べるという生徒で見ますと、95%をちょっと超えるぐらいでございます、その点はほとんど動いてない状況ではございます。

今後、さらに、やはりPTAの協力なくしてはできないところがございますので、つい最近でございましたら、高校のPTAの各地区での研修会がございまして、そちらのほうに私どもの職員が出向きまして、今啓発等を含めて行っているところでございます。

特に、朝食の摂取率が高い子供さんは、学力や体力が高い傾向があるというのがクロス集計の中でも出てきておりますので、そういったところも、今啓発の中で、資料に入れながら、説明等で進めているところでございます。

以上でございます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

何かいろんな面で、まあ家庭教育もそんなんですけれども、一生懸命かかわるといえるか、そういうところと、全くそういう家庭教育とかに関知しないというような家庭の格差が広がっているような感じがやっぱりしているので、少し考えていかなきゃいけないのかなと思っております。

また、全然別なんですけれども、14ページなんですけれども、教育委員会の報告、10代の人工妊娠中絶、ずっと高かったんですが、

減少をしているということですが、10代の、まあ中学生はないかもしれないけれども、高校生とかの出産はどういう状況でしょうか。

○西村体育保健課長 人工妊娠中絶のところの実績を上げておりますが、性教育等は本課のほうで、特に保健の授業等を中心に行っているところでございます。

正直なところを言いますと、中学生レベルでも人工妊娠中絶が現実起きておりますので、いろんな形で、やはりこれも喫緊の課題であろうかと思っております。数値は下がっておりますけれども、これは、やはりゼロにしておく必要がございますので、今後も、特に学校保健会等とも連携をしながら進めていきたいと思っております。

申しわけございませんが、出産したことについてのデータが私どものほうではございません。

○岩田智子委員 ちょっと全国的にやっぱり高校生とかの出産をする子供たちが中退をせざるを得なくなってしまっているというようなことで、これから大人になっていく上で、いろいろ障害が出るというか、いろんな苦難が待っているというような話も聞いたので、どうかなと思ってお尋ねしました。

私も、家庭科の教員だったので、性教育関係というかな、そういうところは一生懸命取り組んでいったんですけれども、低年齢化というか、そういうのもあるので、しっかりとやっぱり性教育やっていかなければいけないなというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○山口裕委員長 ほかに。

○城下広作委員 あえてその朝食の件なんですけれども、この聞き方は、毎日とるかとか聞

くからこういう数字が厳しいということに、普通だったら大体95%がとっていると言うけど、それは毎日と聞かれたら、いや、たまたま何回かは抜けるとなったら、このカウントには入らないという方のデータの取り方ですかね。

○西村体育保健課長 これは、毎日、ほとんど食べる、食べない日が多い、食べないというような4段階で大体データがとってありまして、その中での集計結果でございます。

○城下広作委員 だから、例えば、毎日是完全じゃないから、その次の段階の部分で表現したからこの数字が下がっていると思うんですけども、目標値は95だから、極端に言うと、これでいくと相当低いような感じになるんですよ。また、前年を割るみたいな格好だから。これを本当に上げたいというんだったら、その聞き方も、要するに、たまたま回数が少なかった、それはどうかとしとかなないと、この数字自体が何を求めるかというのがはっきりしないという格好になってしまう。

もう1つ、この場合は、先ほど言われたように、とらないパターンとして、まず親がつくらない、それは子供は食べられないですね。今度は、親はつくるけど子供が食べない。もう1つ、最近、子供食堂とかいろんな問題があって、貧困で食べれない。親が子供を虐待する、つくらぬでしょう。だから、そういうようなことをもう少し細かく分析するというのは、できているんですかね。これはやっているんですかね。

○西村体育保健課長 細かい分析のほうまではできておりません。

○城下広作委員 だから、朝食を食べることは大事だと言うんだったら、その背景もよく掘り下げて聞かないと、ただ先ほど言った項

目ぐらいでどうですかと言ったら、この朝飯を食べるといことが何を達成しようとするかというのがぼけてしまうから、そこは明確にしないと。

多分、親がつくらないなら、親に対する教育をやりにやいかぬじゃないですか。必要だから親がつくってくださいよと言わにやいかぬし、子供が食べぬなら、親がつくったけど子供が食べないなら、なぜ食べないかと子供に対して力を入れにやいかぬでしょうし、そもそも論として、朝飯をつくる経済力がないと、だから、夕方なんか子供食堂に行ってお世話にならにやいかぬとかというなら、貧困対策を考えにやいかぬじゃないですか。それは、もっと家庭指導をやりにやいかぬでしょうから、もうちょっと毎日朝食を食べるといこの項目に関しては、もう少し掘り下げて調べるといのか、追跡するとい、そういう感覚は持っていたきたいなということ要望しておきます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○西村体育保健課長 今委員から御指摘いただいた点、今後の施策等にも生かしていきたいと思えます。ありがとうございました。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○島田稔委員 17ページ、主な取り組みの4番目ですか、知的障害特別支援学校の多くで普通教室不足が発生しており、その対策を図るため、ことしの3月に整備計画を策定したと書いてあります。

たしか、先月でした。荒尾、玉名の県議団と、それから荒尾、玉名の県立学校の校長、そしてPTA会長の皆さん方と意見交換をする機会がありました。いろんな学校の運営とか課題について意見交換をさせていただいたんですが、荒尾支援学校の校長のお話では、

教室が足りませんと。ただ、何せ敷地が狭いので、いわゆる増設もできない状態ですと。で、岱志高校まで大体距離的には500メートルぐらいだと思んですが、支援学校の教職員の先生方は、500メートル以上離れた岱志高校の職員駐車場に車をとめて、そしてそこから来ていると。何せちょっと困っていますというような意見が非常に印象的だったんですが、そこら辺、ことしの3月の整備計画では、荒尾支援学校の場合はどうなっているんですか。

○牛野特別支援教育課長 知的障害の特別支援学校の過密を受けて、委員がおっしゃるとおり、昨年度、整備計画の改定をしております。

今後、県南の高等支援学校、鹿本支援学校と新しく学校をつくるほかに、荒尾支援学校のように非常に過密のところにつきましては、近隣の高校の余裕教室を使って、そちらのほうに支援学校の高等部のお子さん方を移動して環境を整備しましょうというような計画になっておりまして、荒尾支援学校については、岱志高校の余裕教室に高等部の生徒さんを移動してというような、今の整備計画の方針でございます。

○島田稔委員 わかりました。

ちょっと大変お困りみたいで、ただ、大変ですよ。本校とまた別に岱志高校に生徒がおるといのは、学校運営上大変なのかなという気はするんですが、そこら辺はどんなですか。

○牛野特別支援教育課長 非常に先生方にも御迷惑をかけたり、まずは何より子供たちには非常に窮屈な思いをさせていることについては、県教育委員会としても、まことに早急に改善をしなくちゃいけないというふうに思っております。今後もしっかりと取り組みた

いと思います。

○島田稔委員 ありがとうございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○溝口幸治委員 済みません、報告書の13ページですね。

くまもと家庭教育支援条例の認知率の御説明がありました。今、それぞれ委員の方、早寝早起きだ、読書だという話、朝食だという話は、全てやっぱり家庭教育につながると。これは、我々県議会も、情報共有しながら、そういう危機意識の中から、平成24年に議員提案で条例を制定させていただきました。

当時は、共産党、新社会党を除く全会派が共同、一致して条例をつくったわけですが、あれから、24年から6年たって2%の伸びというのは、寂しいなという気が率直にします。

ただ、さっきもおっしゃったように、条例の認知度ではなくて、具体的な取り組みをしっかりPRするべきだというような御意見があったということで、親の学びプログラムとか、それぞれにやっていたらいいのも評価もしますし、全国で一番初めにつくって、その後、全国でも次々に条例を制定された。そして視察も非常に多いということで、そういう点では非常に誇れるんだというふうに思いますね。

ただ、目標値を60%と上げたからには、じゃあ60%を達成するためにどういう取り組みをしていくかというのを、本来やっぱり決めるべきなんですよ。で、結果的にいろいろやりました、現在はかつたら2%しか伸びていませんというのは、ちょっと目標を掲げたときとその取り組みのやり方がどうだったのかなということはあるので、ぜひそこは検証していただいてしっかりやっていただき

たいと思いますが、ただ、これは社会教育課、条例をつくったときもそうですけれども、たまたま窓口は社会教育課になりましたけれども、これは家庭教育といたら、義務もあるし、高校もあるし、子ども未来課、子ども家庭福祉課とかもいろいろなところにまたがるわけですよね。だから、全庁的にやりましょうという話だったわけでありまして、そもそもこの認知率をはかるときの分母と分子は、どこからどう出してくるとこんなに低い数字になるのかというのを、ちょっと参考のためにお聞かせください。

○井岸社会教育課長 社会教育課でございます。

これの認知率のほうは、毎年6月ごろにやっております県民アンケート調査で、この条例のことを知っているかというのを尋ねまして、その回答で算出しているところでございます。各地域によって、その人口比で無作為抽出で1,500人の県民の方々を抽出しまして、その方々に知っているかということ聞いて、回答を得ているという状況でございます。

そういう中で、本当に申しわけございません、23.2%という非常に低い状況でございますけれども、取り組みのほうも、そういう形で一生懸命やってまいりました。特に、最近の分析の中では、認知率が低い世代ということで、20代、30代の世代が特に低かったということで、そのこの保護者として多くを占める幼稚園とか保育園に、この親の学び等の取り組みを通して条例の周知を図ってきたところ、今年度は、昨年度から、20代に関しましては、11.3%から22.2%と約2倍、30代に関しましては、11.6%から30.2%と約3倍ふえてきたということで、トータルでは25.9%ぐらいに認知率は上がっております。それでも、済みません、60%には全然届かないんですけれども、これまで一番上がってきたというこ

とでございますので、そういうポイントを絞った形で取り組みを通して条例の周知も図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員 計画策定時は、また全然違う人が課長だったんでしょうから、余りきょうは強く言いませんけれども、やっぱり目標を掲げたら、それに向かってどうするかというのをきちっとやらないと、普通の一般の営業もそうですけれども、今月車を10台売ろうと思ったら、10台売る計画を立てて、月末にはちゃんと達成するようにやっぱりやっていくわけですよね。そういうのが多分なかったんだろうというふうに思いますので、これは代表的に家庭教育支援条例のことを言いましたけれども、達成できなかったところって、結果的にはそういう目標の立て方をしているのではないかなと思いますので、そのあたりは、しっかり教育委員会でも、今後計画をつくる上では、しっかり確認しながらやってほしいと。だからといって目標値を下げろと言っているわけではないので、そこは誤解のないようにお願いしたいと思います。

これは言い出すとたくさん言いたいことは山ほどあるんですけども、代表的なことということでやめておきますが、そもそもこの報告書は、教育委員会が、年に1回、議会に、しっかり自分たちで点検をして、評価をして報告をすると、これは公表するというところで、いわゆる教育基本法が改正されたときに付随する大きな教育改革のみそですよ。

ぜひ、これが——こういうことをやらなければならなかったのは、ある意味、教育委員会の中の形骸化とか、なかなか何をやっているかが見えないというのが根っこにあって、こういうふうになってきています。

一つ一つは言いませんが、これから、組織の見直し、人事の件、私がいつも言う、先ほど増永委員も言われた、県と事務所、それか

ら現場との関係とかというのをやっぱりしっかり見直しながらやっていかないと、今さまざまな課題がたくさん教育分野には出てきて、実は、その教育分野の課題をしっかりと解決していないと、例えば、産業人材の確保とか、世界に打って出る人材を育成するとか、この少子化の時代にしっかりとした子供を育てるとか、本当に全部の施策の基本が教育なんですね。

ですから、しっかりとそこの部分をやっ
ていかないといけないというふうに思っ
ていますので、最近、我々も麻痺してきて、教育委員
会とかのは陳謝から始まるのが多いので、
誰もきょうは陳謝のことも触れませんが、昔
だったら、あのベテランの先生ががつんと一
発入れてスタートするというのが何かお決ま
りのパターンでしたけれども、そういうのも
含めて、この組織、人事、そして個々の評価
には、教育委員会のこういうところがおかし
かったので成果が出なかったとか、こういう
部署とここの連携がうまくいかなかったみた
いなものは全く出てこないんですよね。実
は、そこが一番大事なところだというふうに
思いますので、そういったところは、日々の
業務の中で教育長初めそれぞれの幹部の方々
が把握をされていると思いますので、そこを
しっかりやっていただくということをぜひお
願いしたいと思いますが、決意を教育長から
お願いします。

○古閑教育長 溝口委員から御指摘いただき
ましたけれども、我々も、この計画に基づい
てさまざまなことをやっております。

実は、この計画も、今年度で一応終了とい
うことで、来年度に向けて新しい計画をちょ
うどつくるタイミングでもございます。私も、
ことし4月に就任したときに、ことしが
一番節目の大事な年だというふうに冒頭申し
上げて、今まさに溝口委員がおっしゃったよ
うに、さまざまな課題を教育委員会抱えてお

ります。そういった中で、やはりある程度重
点、めり張りを置きながら、限られた人材、
財源をより有効に使いながら、しっかり取り
組んでいきたいというふうに思っております。

そういった中で、今御指摘がありました、
そのプランの中で達成できなかった項目、そ
の原因等をしっかりとちょっと検証しながら、
その対策も含めながら、新しい計画の中にし
っかりと生かしていきたいというふうに思っ
ております。

先ほどから学力向上のお話もいただい
ておりましたけれども、私も、学力向上が最も教
育の基本の部分の一つじゃないかなというふ
うに思っております。

そのために、ことしは、プランをつくつ
たり、新しいテストを導入したりということ
で、少しでもよりよい方向に向くように、改
善に向けた取り組みを始めております。

先ほどから御指摘いただいている教育事務
所のあり方についても、さまざまな課題を全
て教育事務所が担うというのは、やはり体力
的にも難しゅうございますので、そこは我々
がしっかりめり張りをつけて、重点をどこに
置いて教育事務所に動いていただくかとい
うのを、しっかり方向性を示していきたいとい
うふうに思っております。その一つがやっぱ
り学力向上だというふうに思っておりますの
で、しっかりと対応していきたいというふう
に思っております。

また、ICTにつきましても、当然、ハー
ドをどういう機種を入れるかというのが最も
基本でございますので、そこは、先ほど御助
言いただきました、いろんな方の御意見をし
っかり伺いながら、また、国のほうでも、新
たな機種に向けての方針といいますか、仕様
書の提示あたりがあるやに聞いておりますの
で、そこら辺もしっかり踏まえたところで、
より安く、効果が上がるような機種を導入し
ながら、しっかり成果が上がるようにしてい

きたいというふうに思っております。

ただ、ハードを入れても、単にツールですので、そこはしっかりとソフトもあわせて導入し、また、先ほど御指導いただきました人、それをしっかり育成しながら、三位一体で対応できるように考えていきたいというふうに考えております。

今後も御指導よろしくお願い申し上げます。

○山口裕委員長 引き続き、警察本部に係る質疑はありませんか。

○城下広作委員 先ほど報告があった例の上天草の事故の件ですね、144万4,000円というの。車両が120万の修繕費だったと聞いたんですけれども、警察のほうは二輪車というのは、これは白バイなんですか、それとも原付なんですか。相手は車でしょう。で、警察はまだ大丈夫だったんだろうか、その心配です。これだけぶち当たったんなら。

○開田首席監察官 監察課でございます。

修理費につきましては、物的損害のほうが24万4,080円、それから、人的損害のほうが120万ということでありました。

また、バイクにつきましては、白バイではございませんで、原付バイクに乗っておりました。署員のほうは、ぶつかったほうではありますので、若干気が張っております、体にも力が入ったんだろうと思いますが、顔面と右膝の擦過で終わっております。

以上でございます。

○城下広作委員 わかりました。

数字が逆なのでよかったですね。120万って、相当何かぶち当たったかなと、バイクで思ったけれども、まあ24万でも結構あれだけ、用心せないかぬですね、やっぱり。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第18号及び第33号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○磯谷学校人事課長 学校人事課でございます。

お手元の説明資料、括弧書きでその他報告事項と記載の資料をごらんください。

1ページをお願いします。

会計年度任用職員制度について説明させていただきます。

昨年度2月議会において概要について説明させていただきましたが、今回、総務常任委

員会において、制度構築に向けた現在の検討状況についての報告がございます。教育委員会、県警本部も関係がありますので、教育と警察一括して、主なポイントについて御報告させていただきます。

会計年度任用職員の導入は、本県における人材確保の観点からも重要な取り組みと考えております。報酬等の水準に限らず、期末手当等の支給や休暇制度の拡充なども含めた全体的な処遇改善に取り組んでおります。

資料のほうでございます。

1、概要でございますが、会計年度任用職員の制度構築に向けた現在の検討状況について説明をさせていただきます。

3ポツ目ですけれども、なおということで、臨時的任用教職員、常勤講師になりますけれども、その制度についてもあわせて検討してまいります。

2の会計年度任用職員の制度内容でございます。

まず、(1)の任用、休暇についてでございます。

①の任用形態については、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の2つの形態がございます。

続いて、②の任用期間につきましては、1年以内としまして、③の休暇につきましては、国の非常勤職員と同様ということになっております。

次に、(2)の給与制度についてでございます。

①の給与の種類につきましては、毎月支給する報酬等のほか、期末手当を常勤職員と同様、職員の勤務期間等に応じ、それぞれ最大1.3月支給いたします。

②の報酬等の決定方法についてでございますが、現在、人事委員会において制定準備を進めております規則により、一般事務職や保健師などの職種ごとに報酬等の上限と下限に相当する号給を定めることとしております。

また、報酬等の額については、公務経験等に応じ決定することとしております。

③の通勤手当、費用弁償につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

次に、(3)の県財政への影響でございます。

本制度の導入に伴いまして、令和2年度、来年度は4億円程度、令和3年度以降は、毎年7億円程度が必要になると試算をしております。

なお、制度導入に関する地方財政措置については、総務省において、会計年度任用職員制度施行に伴い必要となる歳出については、予算編成過程で必要な検討を行うとされております。

最後、一番下でございます。

3の導入に向けた対応についてでございます。

これまで、6月定例会において議決いただきました関係条例の新設、改正以降、制度構築に向けて、人事委員会など関係機関と連携しながら着実に準備を進めてまいりました。

今後のスケジュールとしましては、人事委員会における規則制定など関係規定を整備するとともに、2月の定例会における関連予算の提案を経て、来年度4月に制度運用を開始する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中村文化課長 文化課でございます。

2ページをお願いいたします。

A3の資料でございます。

「蒲島県政3期目」創造的復興に向けた重点10項目について御報告します。

創造的復興に向けた重点10項目につきましては、それぞれの所管部局の説明ですので、文化課からは、④熊本城の復旧について御説明させていただきます。

熊本城については、熊本城復旧基本計画に

基づき、現在、復旧工事に取り組み、復旧完了は、2038年度を予定しております。

10月には、大天守の外観が復旧し、5月から、国際スポーツ大会の開催に合わせ特別公開が開始され、10月14日までの大天守外観復旧記念集会には、約4万人が来城されました。

また、2020年春には、特別見学通路が開通し、平日でも城内の観覧が可能となり、2021年春には、天守閣全体の復旧が完了し、天守閣内部の公開も開始される予定です。

県としても、熊本地震からの復興のシンボルである熊本城の復旧について、国と連携し、積極的に支援してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取り組みの成果を、2月定例会終了後に県議会ホームページに公表することとしております。

つきましては、これまでの委員会で各委員の皆さんから提起いただいた要望、提案等の中から、執行部において取り組みの進んだ項目について、私と副委員長で取り組みの成果（案）を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の皆様から何かありませんか。

○城下広作委員 済みません、確認でちょっと教えていただきたいと思います。

12月1日から、携帯、スマホ、カーナビ、この操作によって、えらいまた罰金、またペナルティも大きくなったと。ちょっと簡単にわかりやすく、私もあんまりテレビも見てないし、あんまり報道等も詳しくなかったものだから、簡単にこういうことがだめですということを、もう一回ちょっと整理の意味で教えていただければと思います。

○井上交通企画課長 交通企画課から御説明させていただきます。

まず、今回の法改正につきましては、違反の内容、取り締まりの方法、これについては従前と変わりありません。携帯電話を持って通話をする、画面を注視する、これが違反になります。また、それで交通上危険が及んだ場合には、交通上の危険があるということで処罰の対象になるということで、具体的には違反金と基礎点数が引き上げられまして、普通車で言いますれば、いままで違反が6,000円、反則切符を切られれば6,000円だったのが1万8,000円になります。罰則については、これを繰り返した場合は、6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金というようなことになるところでございます。

また、この携帯電話を使用して、または注視して交通上の危険を起した、具体的に申しますれば、交通事故を起こしたとか、後続車とか対向車に急ブレーキをかけさせた、歩行者、自転車を立ちどまらせた、中央線を越え、対向車に急ハンドルを切らせた等の具体的交通上の危険があれば、罰則は重くなるというようなところでございます。

○城下広作委員 それで、話によると、信号機で停止しているときは、電話を、着信があったときはとつてもいいし、そこで発信してもそれはいいんですか。そのときは違反にならないんですか。

○井上交通企画課長 現に走行中であれば違反になります。これは、警察としては、ドライバーの皆さん方には、車に乗るときには携帯電話の電源を切っていただいて、運転に集中して車の運転をしていただくということをお願いしています。どうしても電話をしなければならぬ場合は、安全な場所に車をとめて通話をしてくださいというお願いをしているところであります。

ここに資料がありますけれども、車が2秒間に進む距離、10キロメートルであっても、約5.6メートル進みます。20キロであっても、約11メートル進みます。車が少しでも動けば事故の可能性がありますので、停止しているとき以外は、携帯電話の使用は控えていただく。

○城下広作委員 だから、そこがちょっと問題で、私もいろんな話を聞くと、とまっているときは操作してもオーケーと聞くものだから、それがいいのか悪いのかだけちょっとはっきり。信号停止のときで、操作をしてというのはどうなのかと。

○古庄交通部長 停止しているときは除くという規定がございますので、信号待ち等で車輪が動いてないとき、停止しているときには、通話、使用、注視していただいても一応違反にはならないと。

○城下広作委員 ちなみに、12月1日からきのうぐらいまで、この罰則規定が適用されて、検挙された人が大体おるのか、わかるな

ら。まだわからないですか。

○古庄交通部長 現在のところ、まだ報告があっておりませんので。

○城下広作委員 わかりました。

○岩田智子委員 信号機がない横断歩道で人が渡ろうとしているときに、車がなかなかとまらないということを聞きますし、私がとまっても、対向車が全然とまらないので渡れないというようなことを何度か経験をしています。何か聞くところによると、JAFか何かでそういう調査をされて、長野県がすごく全国でとてもいい、すぐとまるというような結果で、熊本はあんまりよくないという結果を聞きましたが、それについての何か取り組みみたいなのはされていますか。

○井上交通企画課長 交通企画課から申し上げます。

今岩田委員がおっしゃったJAFの調査結果につきましては、昨年度、本年度と、JAFが調査して公開しております。

これは、各県任意の2カ所の横断歩道において、調査員において調査したということで、熊本県の場合は、昨年が停止率が8.8%、本年が11%と微増したものの、いまだに停止率は、御指摘のとおり低いということで、県としても、これが全県的なものを反映するかどうかというようなことで、警察としても、実態を一回調査してみようというようなどころであります。

この対策といたしましては、交通安全教育や関係機関、団体と連携いたしまして、各種キャンペーン等を通じて、横断歩道に接近する場合の減速義務や横断歩道における歩行者優先義務などの横断歩道に関する交通ルールの周知徹底とあわせまして、運転者と歩行者の思いやりの意思表示でもあります手前運動

を推進し、広報、啓発を図っていきます。また、あわせまして現場における交通指導取り締まり、これも強化していくこととしております。

○岩田智子委員 ありがとうございます。ぜひ実態調査していただきたいなと思っております。

もう1つだけですけれども、熊本市の花畑交番にちょっと行かなくちゃいけないことがあって、行ったんですね。本当に、初めてかな、行ったのは。行ったら、階段を上っていかなくちゃいけないんですね、あそこの交番は。まあ、足腰大丈夫なので、上がって用事ができましたけれども、わざわざそこに上って、わあって道聞くにも、なかなかすぐには聞けないというような状況があるんじゃないかな。あそこが建って何年になるのかちょっとわかりませんが、バリアフリーとかそういうのもないし、あと本当にたくさんの署員の方がいらっちゃって、何か手狭な感じがとてもして、そういう県民からの何か声みたいなのはありますか、花畑交番に関しては。

○荒木会計課長 施設整備計画におきまして、花畑交番の新設等を検討しているところでございます。新しい交番になりましたときは、バリアフリー等の整備を十分に進めたいというふうに考えております。

○岩田智子委員 その計画は、いつごろというのはいま決まっているんですかね。

○荒木会計課長 まだ用地の段階です。

○林生活安全部長 今回の会計課の報告のとおりなんですけれども、現在、現在地のところで後ろに拡充をしようかということで、市のほうとも協議をいたしておりまして、これが成立するかどうかというのはわかりませんけ

れども、市の歴史的史跡で、試掘等も入ってまいりますので、その状況に応じては、時間も延びるし、どこまで拡張できるか、そういったことも影響してくるかもしれません。追加で申し上げておきます。

○岩田智子委員 よろしくお願ひします。

○溝口幸治委員 県警本部にお尋ねをしますが、今刑事部長と警備部長がしゃべってないので、どっちにしようかなと思って。で、警備部長にお尋ねをいたしますが、ことし、国際会議等の当たり年で、警備、非常に忙しいと聞いています。また、天皇陛下の御即位にまつわるさまざまな行事でも忙しいと聞いておりますが、本県でも、ラグビー、それから今ハンドボールが行われております。

ここは、本当に我々力を入れてきて、皆さん方とも協力してきたところですが、ラグビーについては、交通渋滞も含め、想定内の範囲でうまくいったというふうに聞いております。

ハンドボールも、今のところまで順調だと思いますが、これから最終日に向けてしっかりまた頑張っていたらいいと思うところですが、今のところ大きな問題とかトラブルはなかったというふうに理解していいでしょうか。

○原警備部長 回答いたします。

今のところ、警察で事案処理等があったところはあります。一部小さいことを言えば、ちょっとある国から、もう少し早く着きたかったのに、パトカーで先導してくれと、そういった要望とかはありましたけれども、それは、県の担当課のほうと協議して、納得されました。

そういった要望とかはありましたけれども、取り扱い事案として報告するようなのはあっておりません。

○溝口幸治委員 あと、ハンドボール、残りわずかになってきてまして、それぞれ議員の皆さん方も、チケットをさばいたり、みずから行って盛り上げたりしておりますけれども、何も無いように、ぜひ引き続き、署員の皆さん方には頑張っていたきたいと思います。よろしくお願ひします。

○原警備部長 ありがとうございます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。——なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

最後に、要望書が1件提出されております。参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第4回教育警察常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時39分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長